平成２２年（フ）第７５７号
新潟市西区黒鳥4957番地
債務者　鷲尾　文江
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７６５号
新潟県五泉市横町３丁目１番５号
債務者　小林　昌次
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７６６号
新潟県五泉市横町３丁目１番５号
債務者　小林　正弘
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７７０号
新潟県五泉市石曽根7901番地１
債務者　熊倉　一広
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２６号
岐阜県中津川市中川町１番９号
債務者　長谷川　勇
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第２２８号
岐阜県多治見市旭ケ丘８丁目29番地の３　県営住宅Ａ1035
債務者　鈴木　絵美
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第５号
岐阜県多治見市小名田町６丁目292番地
債務者　丸山　直江
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第６号
岐阜県恵那市大井町2018番地１　鏡山住宅Ａ棟第405号
債務者　小木曽繁樹
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第８２号
京都府京丹後市久美浜町71番地の７
債務者　和田　　剛
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第９１号
京都府京丹後市峰山町丹波774番地
債務者　中村　忠義
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第１号
京都府与謝郡与謝野町字下山田1813番地
債務者　椎葉まゆ美
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第３号
京都府京丹後市網野町網野661番地
債務者　平井　正利
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第１４７号
福岡県大牟田市古町３番地13
債務者　橋本　晃司
1　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第１３５号
山形県鶴岡市早田甲86番地３
債務者　本間　美紀
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第９１８号
神奈川県平塚市追分９番36―505号　マイキャッスル平塚Ⅲ
債務者　生井　良二
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第９１９号
神奈川県平塚市追分９番36―505号　マイキャッスル平塚Ⅲ
債務者　生井加代子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第９３９号
神奈川県伊勢原市板戸669番地の１　アメニティ板戸８―503号
債務者　加藤　勝人
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部